

## 鉱業法 No.6

### ジョイント・ベンチャー（鉱業権） アンインコとインコの其々の利点

石炭、鉄鉱石、天然ガスやウラン鉱等の鉱業権を得る為ジョイント・ベンチャー（JV）に参加する場合下記のように2種類の参加の仕方があります。

1. アンインコ (Unincorporated)
2. インコ (Incorporated)

#### 1. アンインコ

アンインコとは法人化されていないJVの権益を入手し、\*アライアンス契約に基づきJVから発生する利益及び損出がJV参加企業に分割されます。参加企業は法人化されていない為無制限の責任を負わされる反面利益の分割が保証されます。

#### 2. インコ

インコとは鉱業権を所有する法人株をJV参加企業が取得する事であります。参加企業の責任は有限責任である反面、配当は保障されません。法人の種類は下記の三種類になります。

- A. PTY LTD (Proprietary Limited)
- B. LTD (Limited)
- C. NL (No Liability)

\*アライアンス契約については弊法律事務所 Website 鉱業法 No2 から No5 を参照願います。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市  
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所